

第二期 北海道子どもの貧困対策推進計画の概要

第1 基本的考え方

1 計画策定の趣旨

我が国における子どもの貧困率は、厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると平成27年(2015年)は13.9%であり、7人に1人の子どもが貧困の状況にある。

国では、子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、令和元年(2019年)6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立・公布され、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進するとともに、市町村における子どもの貧困対策についての計画策定を努力義務とすること等が規定された。

本道においては、全国と比較して、生活保護世帯やひとり親世帯の割合が高く、また、生活保護世帯や児童養護施設の子どもの大学進学率が低いなど、道内の子どもの状況は、より厳しい実態にある。

道では、このような状況を踏まえ、全ての子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることがないように、夢や希望を持って成長できる社会の実現に向け、教育・福祉・労働等の各部局がこれまで以上に密接な連携を図った上で、相談支援、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の施策を総合的かつ効果的に推進する。

また、市町村計画の策定に向けた支援を行う。

2 計画の位置づけ

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)第9条第1項に定める都道府県計画とする。

また、本計画は、「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に資するものである。

3 計画の期間

計画期間は、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」との調和を図ることから、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間とする。

第2 子どもの貧困の現状と課題

1 子どもの貧困の現状

(1) 我が国における子どもの貧困の現状

国が実施した「国民生活基礎調査」によると、我が国の相対的貧困率（等価可処分所得の中央値の半分の額である貧困線（平成27年（2015年）は122万円）に満たない世帯の割合）は、平成24年（2012年）に16.1%であったものが27年（2015年）には15.7%と減少し、これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもの貧困率も16.3%から13.9%と減少しているものの、今なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在している。

【貧困率の推移】

（単位％）

	S60	S63	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24	H27
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7

（出所）厚生労働省「国民生活基礎調査」

(2) 本道における子どもの貧困の現状

都道府県別の貧困率が公表されていないため、生活保護世帯やひとり親世帯の状況等を基に、本道における子どもの貧困の現状を分析する。

ア 生活保護世帯の現状

【生活保護の状況】

	H26.4（計画策定時）		H31.4	
	全道	全国	全道	全国
被保護世帯数（世帯）	122,891	1,600,241	123,218	1,634,353
被保護者数（人）	171,590	2,159,847	159,310	2,081,339
保護率（％）	3.16	1.70	3.01	1.65

（出所）厚生労働省「被保護者調査」

イ ひとり親家庭の現状

【ひとり親の世帯数】

	H22		H27	
	全道	全国	全道	全国
ひとり親世帯（世帯）	55,052	844,661	50,132	838,727
全世帯に占める割合（％）	2.27	1.63	2.06	1.57

（出所）総務省「国勢調査」

【ひとり親家庭の親の就業率】

	北海道（H27）			全国（H27）		
	全 体	正規職員		全 体	正規職員	
		正規職員	非正規職員		正規職員	非正規職員
母子世帯（％）	77.6	41.4	51.8	80.8	44.4	48.2
父子世帯（％）	87.8	70.2	9.9	88.1	69.4	9.7

（出所）国勢調査

ウ 社会的養護の現状

【社会的養護児童数、出現率】

	H26.3月	参考 全国 (H25)	H31.3月	参考 全国 (H30)
児童養護施設等(人)	1,539	33,126	1,489	27,988
里親等(人)	497	5,363	623	6,858
計	2,036	38,489	2,112	34,845
児童人口(人)	756,515	19,966,000	720,674	18,875,000
出現率(%)	0.27	0.19	0.29	0.18

(出所) 北海道保健福祉部子ども未来推進局調べ

厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」「福祉行政報告例」

総務省「人口統計」

エ 経済的に困難な子どもの就学等の現状

【中学・高校卒業者の進学率、就職率(全道平均、全国平均)】

	H26.5		H30.5	
	全道	全国	全道	全国
高等学校等進学率(%)	99.2	99.3	99.3	99.1
就職率(中学卒業後)(%)	0.2	0.2	0.2	0.2
大学等進学率(%)	70.2	70.0	70.0	76.7
就職率(高等学校卒業後)(%)	22.9	23.4	23.4	17.7

(出所) 文部科学省「学校基本調査」

① 生活保護世帯の子ども

【生活保護世帯の子ども的高校等進学率、就職率、高校等中退率】

	H26.4		H30.4	
	全道	全国	全道	全国
高等学校等進学率(%)	96.1	91.1	96.6	93.7
就職率(中学卒業後)(%)	0.7	2.0	0.9	1.5
高等学校等中退率(%)	4.0	4.9	3.7	4.1

(出所) 厚生労働省社会・援護局保護課調べ

【生活保護世帯の子ども大学の進学率、就職率】

	H26.4		H30.4	
	全道	全国	全道	全国
大学等進学率(%)	28.5	31.7	36.7	36.0
大学・短大(%)	12.5	18.5	17.0	19.9
専修学校等(%)	16.0	13.2	19.7	16.1
就職率(高校卒業後)(%)	49.8	43.6	51.5	46.6

(出所) 厚生労働省社会・援護局保護課調べ

② 児童養護施設の子どもの

【児童養護施設の子どもの中学校卒業後の進学率・就職率】

	H26.5		H30.5	
	全道	全国	全道	全国
高等学校等進学率(%)	98.7	97.2	96.6	95.8
高等学校等(%)	98.7	95.4	95.9	94.1
専修学校等(%)	0.0	1.8	0.7	1.7
就職率(%)	0.0	1.3	0.7	2.4

(出所) 厚生労働省「社会的養護の現況に関する調査」

北海道保健福祉部子ども未来推進局調べ

【児童養護施設の子どもの高等学校等卒業後の進学率・就職率】

	H26.5		H30.5	
	全道	全国	全道	全国
大学等進学率（％）	24.0	22.6	27.9	30.8
大学・短大等（％）	9.6	11.4	12.5	16.1
専修学校等（％）	14.4	11.2	15.4	14.8
就職率（％）	66.4	70.9	67.3	62.5

（出所）厚生労働省「社会的養護の現況に関する調査」

北海道保健福祉部子ども未来推進局調べ

2 子どもの貧困の課題

- 本道においては、全国に比べ、生活保護世帯や、収入の低いひとり親家庭の割合が高く、経済的に厳しい状況にある家庭が多い状況にある。
このため、生活保護世帯やひとり親家庭の親の就業に向けた支援や経済的な支援などを充実して、収入の増加と安定を図るほか、保育所への優先入所など、ひとり親家庭の親が働きやすい環境づくりを進める必要がある。
- 生活保護世帯の子どもや児童養護施設の子どもの大学等への進学率は、全道平均と比較するといずれも低い状況にある。
このため、就学援助制度の普及に加え、学習支援ボランティアの派遣など、教育支援の充実を図るとともに、高等学校を卒業し、施設を退所した子どもたちの社会的自立に向けた支援に重点を置いた対策を着実に推進していく必要がある。
- 各地域で、子どもの貧困対策について様々な取組が広がる一方、地域による取組の格差が生じている状況にある。
このため、生まれた地域によって子どもの将来が異なることがないように、各地域において、情報の共有を図るとともに、市町村の計画策定や取組の充実を促していく必要がある。

第3 第一期計画の取組と評価

第一期計画においては、全ての支援の出発点である相談支援のほか、「教育支援」「生活支援」「保護者に対する就労支援」「経済的支援」の4つの柱に沿って施策を推進してきた。

また、関連施策の実施状況や対策の効果等を客観的に検証・評価し、子どもの貧困対策を総合的に推進するために、12項目の指標及び7項目の目標値を設定した。

これまでの取組全体についての評価は次のとおり。

1 指標の推進状況

No.	指 標	基準値		H29 推進状況		H30 推進状況		目標値	進捗率
		年度	数 値	年度	数 値	年度	数 値		
1	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	H26	96.1%	H29	97.1%	H30	96.6%	98%	98.6%
2	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	H26	98.7%	H29	99.2%	H30	96.6%	99%	97.6%
3	生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率	H26	4.0%	H29	3.5%	H30	3.7%	3%	81.1%
4	ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	H24	76.5%	H29	89.7%	H29	89.7%	78%	115.0%
5	ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	H24	89.8%	H29	94.4%	H29	94.4%	91%	103.7%
6	ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園）	H24	60.5%	H29	78.4%	H29	78.4%	65%	120.6%
7	就学援助を周知するため、毎年度適切な時期に保護者に文書を配付している市町村の割合	H26	98.9%	H29	100.0%	H30	100.0%	100%	100.0%
8	生活保護世帯の子どもの大学等進学率	H26	28.5%	H29	32.0%	H30	36.7%	-	-
9	児童養護施設の子どもの大学等進学率	H26	24.0%	H29	35.2%	H30	27.9%	-	-
10	スクールソーシャルワーカーの配置人数	H27	59人	H29	77人	H30	74人	-	-
11	スクールカウンセラー配置校数（小学校）	H27	215校	H29	372校	H30	400校	-	-
12	スクールカウンセラー配置校数（中学校）	H27	358校	H29	404校	H30	410校	-	-

目標値を設定した7項目のうち、No.4及び5の「ひとり親家庭の親の就業率」、No.6の「ひとり親家庭の子どもの就園率」及びNo.7の「就学援助の保護者への周知」の4項目は、目標を達成しているが、No.1及び3の「生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率・中退率」及びNo.2の「児童養護施設の子どもの高等学校等進学率」は、基準値からほぼ横ばいで推移した。

2 取組の評価

第一期計画においては、4つの柱に沿って、各種事業に取り組むとともに、毎年度の進捗状況等を把握しながら、計画の着実な推進に努めてきたところであり、多くの取組については、概ね計画どおりに進めることができた。

第4 計画のめざす姿と基本的な対応方向

1 計画のめざす姿

全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持ち、将来、地域の担い手となり、その一人ひとりの活躍を結集し活力ある北海道を創造することが重要。

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、子どもの権利及び利益を尊重しながら、北海道の全ての子どもたちを地域全体で見守り、夢と希望を持って成長していける地域社会の実現をめざす。

2 計画の基本的な対応方向

子どもたちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにするために、全ての支援の出発点である「相談支援」をはじめ、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労支援」、「経済的支援」の5つの柱に沿って、各般の取組を進め、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じ、子どもの貧困対策の総合的な推進を図る。

3 子どもの貧困に関する指標

- 道民や関係者の方々と計画のめざす姿を共有しながら子どもの貧困対策を総合的に推進するためには、関連施策の実施状況や対策の効果等を客観的に検証・評価することが重要であることから、次に掲げる指標及び目標値を設定する。
- 指標については、国の大綱で示されているもののうち、都道府県別の数値があり、計画の推進状況を把握する上で必要と判断した項目を設定する。
また、道独自の指標についても設定する。
- 目標値設定の考え方は次のとおり。

	考 え 方
1	同じ考え方の全国値・全道値の全てにおいて、平均値を上回っている指標は、原則、「現状維持」を目標とする。
2	同じ考え方の比較対象がある指標は、「全道一般値」、「同様の全国値」等を目標とする。
3	同じ考え方の比較対象がない指標は、「理想に近づけること」を目標とする。
4	他との比較に馴染まない指標は、「100%」、「全市町村」等を目標とする。
5	目標値の設定が困難である又は馴染まない指標は、目標値を設定しない。

No.	指 標	現状値	数値	目標値	参考
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	96.6%	2	99.3%	99.3%
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	3.7%	2	1.7%	1.7%
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	36.7%	2	50.0%	70.0%
4	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	96.6%	2	99.3%	99.3%
5	児童養護施設の子どもの大学等進学率	27.9%	2	50.0%	70.0%
6	ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園等）	86.0%	1	現状値を維持	81.7%
7	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施市町村	134市町村	4	全市町村	—
8	ひとり親家庭において、経済的理由で、電気・ガス・水道のいずれかの料金の支払いができなかった経験が「あった」と答えた割合	20.8%	3	減少させる	—
9	ひとり親家庭において、経済的理由で、家族が必要とする食料を買えなかった経験が「あった」と答えた割合	43.6%	3	減少させる	—
10	ひとり親家庭において、子どものことで困ったことや悩みがあるときに相談する相手がいないと答えた割合	8.8%	3	減少させる	—
11	ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	77.6%	2	80.0%	80.8%
12	ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	87.8%	2	88.1%	88.1%
13	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯）	41.4%	2	44.4%	44.4%
14	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯）	70.2%	1	増加させる	69.4%
15	㊦「子どもの居場所」がある市町村数	78市町村	4	全市町村	—
16	㊦母子・父子自立支援員を知らなかった人の割合	46.7%	3	減少させる	—
17	㊦ひとり親家庭のうち子どもに期待する学歴を高校までと答えた割合	26.9%	3	減少させる	—
18	㊦子どもの貧困対策推進計画を策定した市町村数	4市町村	4	全市町村	—
19	スクールカウンセラーの配置校（小学校）	400校		—	—
20	スクールカウンセラーの配置校（中学校）	410校		—	—
21	ひとり親家庭のうち養育費についての取り決めをしている割合（母子世帯）	58.4%		—	42.9%
22	ひとり親家庭のうち養育費についての取り決めをしている割合（父子世帯）	30.1%		—	20.8%
23	㊦全世帯の子どもの高等学校中退者のうち、「経済的理由」で退学したものの割合（公立）	0.6%		—	—

※ 参考値は、全道一般の数値。

※ No.3. 5は、全道一般値との乖離が大きいため、第二期計画期間中は、全道一般の概ね半分の伸びを目標として設定する。

※ No.14は、全国値を上回っているが、計画期間中も増加させることを目標とする。

※ No.6, 10, 11, 12, 21, 22の現状値は、「2017 北海道ひとり親家庭生活実態調査」の数値。参考値は、「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査」の数値。

※ No.13, 14, 15, 16は、平成27年「国勢調査」の数値。

※ ㊦は、道独自指標。

第5 子どもの貧困対策に向けた重点施策

子どもの貧困対策は、子どもに関する様々な施策を基本に、世帯として子どもの成育環境や保育・教育条件の整備や改善を図っていくことが不可欠である。

道としては、本道の子どもの貧困の状況が、全国の中でも大変厳しい地域の一つであることを十分に踏まえ、計画期間内においては、特に、「相談支援」「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労支援」「経済的支援」を中心とする施策に重点的に取り組むこととする。

また、子どもの貧困対策を進めるに当たっては、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立まで成長段階に応じて切れ目のない必要な施策を実施することや、生活保護世帯やひとり親家庭の子ども、児童養護施設等に入所している子どもなど、支援を要する緊急度の高い子どもに対して優先的に施策を講じることに配慮するとともに、対象となる子どもに対する差別や偏見を助長することのないよう十分留意する。

1 相談支援

子どもが孤立化することなく安心して暮らしていくためには、支援が届いていない、又は届きにくい子どもや家庭に気づき、貧困状態にある子どもや保護者の声をしっかりと受け止め、各種の支援につなげて行くことが重要であることから、全ての支援の出発点である「相談支援」を充実し、関係する機関が共通認識の下で、子どもの支援の視点に立ち、教育、生活、保護者の就労及び経済的支援に取り組む。

また、支援が必要な人を確実に把握し、支援を届けるため、相談支援につながりやすいよう、各種制度や施策の周知を図るとともに、アウトリーチの充実、ボランティアの活用、SNSの活用を促進する。

2 教育の支援

子どもが貧困の連鎖から脱出するためには、世帯の経済的な状況にかかわらず、自分の現在及び将来を自ら選択できるようにすることが重要であることから、全ての子どもの教育を受ける機会を保障し、能力・可能性を最大限伸ばしていけるよう、「教育の支援」に取り組む。

また、学校以外の学習支援を通じて、子どもの学力向上や自立心の向上につながることを期待できることから、子どもの居場所などを通じた教育支援に取り組む。

3 生活の支援

子どもたちが学習に集中するためには、経済面だけでなく、社会的に孤立せず、身体的・精神的にも安定した生活を送ることが重要であることから、毎日の生活の安定に向けた「生活の支援」に取り組む。

4 保護者に対する就労支援

子どもたちが安定した生活を送る上では、親など保護者の就労状況が安定し、基本的収入を得られていることが重要であることから、職を得ることにととまらず、所得の増大に資するとともに、仕事と両立して安心して子どもを育てられる適正な労働環境の確保を含め、「保護者に対する就労支援」に取り組む。

5 経済的支援

親など保護者の就労だけでは十分な収入を得られない場合であっても、最低限の経済基盤を保つことが重要であることから、世帯の生活の基盤を維持していけるよう、「経済的支援」に取り組む。

また、金銭面だけでなく、親の働き方など様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるよう取り組む。

<ライフ・ステージに応じた施策>

成長段階に応じて切れ目のない施策の実施

	出生	就学前	就学期			就職	
			小学生・中学生	高校生等	大学生等		
1 相談支援	■相談窓口の周知						
	■保護者への相談支援						
	■ひとり親家庭への相談支援						
	■児童養護施設等における相談支援						
				■学校における相談支援			
	■子どもの居場所を通じた相談支援						
	■市町村の相談支援体制の整備に対する支援						
	■相談職員の資質向上						
2 教育の支援				■確かな学力の育成を目指す学校教育の推進			
				■学校と福祉関連機関等との連携			
				■地域に教育力の向上			
	■質の高い幼児教育・保育の確保						
				■就学援助制度の活用促進			
				■学習支援の充実			
				■高校生等の経済的負担の軽減			
				■奨学金制度の活用・充実			
				■高等学校等における 修学継続等のための支援			
	■特別支援教育の充実						
	■外国人の子ども等への支援						
				■大学生等の経済的負担の軽減			
				■奨学金制度の活用・充実			
				■進学費用等の支援			
			■道立高等技術専門学院訓練生等に対する支援				
■多様な体験活動の機会の提供							
■子どもの居場所等を活用した地域における学習支援							
■多様な学習機会の提供							
■将来を考える機会の提供							
3 生活の支援	親	■保護者の自立支援					
		■保育等の確保					
		■子育て家庭の健康安全確保					
	子ども	■母子生活支援施設等の活用					
		■住宅支援の充実					
		■児童養護施設等に入所する子どもへの支援					
		■家庭的養護の推進					
	その他	■子どもの健やかな発育等に関する支援					
		■子どもの食事・栄養状態の確保					
		■子どもの居場所等を活用した地域とのつながり支援					
■就労促進に向けた支援							
4 就労支援 に対する 保護者	■就労促進に向けた支援						
	■学び直しへの支援						
	■就労機会の確保						
5 経済的 支援	■医療費負担の軽減						
	■妊娠や出産費用の負担軽減						
	■児童扶養手当の支給						
	■生活の安定に向けた経済的支援						
	■養育費の確保に関する支援						

第6 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 全庁横断的な推進体制

子どもの貧困は、様々な要因が複雑に重なり合って生じており、その対策を総合的に推進するため、教育、福祉、労働等の多様な分野の関係課からなる「北海道子どもの貧困対策推進会議」を設置し、連携・協力しながら、効果的な施策に取り組む。

(2) ネットワーク会議を活用した連携

有識者、子どもへの支援団体、関係機関及び当事者であった方々などが連携・協働する「北海道子どもの貧困対策ネットワーク会議」において、子どもの貧困の実態把握や効果的な支援方策のあり方を検討するとともに、14 振興局に設置した「地域ネットワーク会議」において、優れた実践例など支援の参考となる情報の共有、道民意識の醸成に資する情報発信等、地域の実情に合った効果的な取組を促進する。

(3) ほっかいどう応援団会議等を活用した民間との連携

企業やNPO等の子どもの貧困対策に係る取組について、ほっかいどう応援団会議等を活用し、広く周知するとともに、取組への民間の支援を促進する。

(4) 市町村計画策定への支援

各地域で子どもの貧困対策の取組が促進されるよう、令和元年度（2019 年度）から努力義務化された市町村計画の策定に向けて支援するとともに、各種調査結果等を共有する。

2 道民意識の醸成

子どもの貧困の現状の把握や貧困対策を進めるに当たっては、市町村や当事者であった方々、支援を行う団体などと連携・協働し、積極的に情報発信を行い、広く道民が、子どもの貧困を社会的に重要な課題として認識し理解を深めることにより、子どもの貧困対策に参加・協力する気運を醸成する。

3 計画の点検評価

毎年度、指標の推移や目標値の達成状況、事業実績を把握することにより計画の適切な進行管理を行うとともに、計画の策定・実行・評価・改善（PDCA）のサイクルに基づく点検評価に当たっては、道民にわかりやすい内容となるように努める。

また、地域ネットワーク会議等においてその情報を共有するとともに、他府県の取組事例等について継続的に調査し、有効と考えられるものは、今後の施策への反映を検討していく。